

## 第3回 評価検討ワーキンググループ

**【参考資料集】**

## 参考資料集 目次

【参考資料 1】基本目標別の目標達成状況に係る比較（平成 24 年度 及び平成 25 年度）	．．． 1
【参考資料 2】平成 25 年度未達成事業の評価・問題点等	．．． 10
【参考資料 3】次世代育成支援対策推進法	．．． 12

基本目標別の目標達成状況に係る比較(平成24年度及び平成25年度)

部 章 節	平成24年度の評価				平成25年度の評価			
	事業数	達成事業数	未達成事業数	達成率	事業数	達成事業数	未達成事業数	達成率
1 地域における子育てを支えるまちづくり	77	72	5	93.5%	74	68	6	91.9%
1章 子育て支援サービスの充実	33	31	2	93.9%	32	30	2	93.8%
1節 子育て家庭への支援制度の充実	8	6	2	75.0%	8	7	1	87.5%
2節 子育てについての相談体制の充実	6	6	0	100.0%	5	5	0	100.0%
3節 子育て交流の場づくり	9	9	0	100.0%	9	9	0	100.0%
4節 子育て支援の総合調整の取り組み	10	10	0	100.0%	10	9	1	90.0%
2章 子どもを健やかに育む環境づくり	39	36	3	92.3%	37	33	4	89.2%
1節 子どもの遊び場・居場所づくり	9	6	3	66.7%	9	6	3	66.7%
2節 地域との協働で進める子育て支援の推進	9	9	0	100.0%	8	8	0	100.0%
3節 ふれあい・体験等を通じた育成活動の推進	21	21	0	100.0%	20	19	1	95.0%
3章 経済的な支援の充実	5	5	0	100.0%	5	5	0	100.0%
2 母と子の健康を支えるまちづくり	52	49	3	94.2%	53	53	0	100.0%
1章 子どもや母親の健康の確保	29	27	2	93.1%	30	30	0	100.0%
1節 安心して妊娠・出産ができる環境づくり	11	11	0	100.0%	12	12	0	100.0%
2節 育児不安の解消や子どもと母親の健康確保	18	16	2	88.9%	18	18	0	100.0%
2章 食育の推進	11	11	0	100.0%	11	11	0	100.0%
1節 食生活に関する学習機会や情報の提供	7	7	0	100.0%	7	7	0	100.0%
2節 子どもによる食事づくり等の体験学習の提供	4	4	0	100.0%	4	4	0	100.0%
3章 思春期保健対策の充実	6	5	1	83.3%	6	6	0	100.0%
4章 小児医療の充実	6	6	0	100.0%	6	6	0	100.0%
3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	33	26	7	78.8%	33	30	3	90.9%
1章 保育サービスの充実	26	21	5	80.8%	26	24	2	92.3%
1節 保育所の待機児童解消	4	2	2	50.0%	4	4	0	100.0%
2節 多様な保育サービスの充実	7	5	2	71.4%	7	6	1	85.7%
3節 保育サービスの質の向上	11	11	0	100.0%	11	11	0	100.0%
4節 留守家庭児童育成センターの充実	4	3	1	75.0%	4	3	1	75.0%
2章 仕事と生活の調和の実現	7	5	2	71.4%	7	6	1	85.7%
1節 働きやすい環境づくりの推進	3	2	1	66.7%	3	2	1	66.7%
2節 子育て世代等への就労支援	4	3	1	75.0%	4	4	0	100.0%

部 章 節	平成24年度の評価				平成25年度の評価			
	事業数	達成 事業数	未達成 事業数	達成率	事業数	達成 事業数	未達成 事業数	達成率
4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり	45	44	1	97.8%	45	44	1	97.8%
1章 次代の親の育成	3	2	1	66.7%	3	3	0	100.0%
2章 子どもの生きる力の育成	36	36	0	100.0%	36	35	1	97.2%
1節 確かな学力の向上	10	10	0	100.0%	10	9	1	90.0%
2節 豊かな心と健やかな体の育成	7	7	0	100.0%	7	7	0	100.0%
3節 信頼される学校づくり	3	3	0	100.0%	3	3	0	100.0%
4節 教育環境の整備	5	5	0	100.0%	5	5	0	100.0%
5節 幼児教育の充実	7	7	0	100.0%	7	7	0	100.0%
6節 特別支援教育の充実	4	4	0	100.0%	4	4	0	100.0%
3章 家庭や地域の教育力の向上	6	6	0	100.0%	6	6	0	100.0%
1節 家庭教育への支援の充実	2	2	0	100.0%	2	2	0	100.0%
2節 地域社会における教育力の向上	4	4	0	100.0%	4	4	0	100.0%
5 子育て家庭にやさしいまちづくり	14	14	0	100.0%	14	14	0	100.0%
1章 良好な住宅・住環境の整備	6	6	0	100.0%	6	6	0	100.0%
2章 安全で安心な移動空間の確保	8	8	0	100.0%	8	8	0	100.0%
1節 安全な道路交通環境の整備	4	4	0	100.0%	4	4	0	100.0%
2節 安心して外出できる環境の整備	4	4	0	100.0%	4	4	0	100.0%
6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	58	55	3	94.8%	58	55	3	94.8%
1章 子どもの権利擁護の推進	37	35	2	94.6%	37	36	1	97.3%
1節 児童虐待防止への取り組み	5	5	0	100.0%	5	5	0	100.0%
2節 ひとり親家庭等への支援	12	11	1	91.7%	12	11	1	91.7%
3節 障害児施策の充実	20	19	1	95.0%	20	20	0	100.0%
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み	14	13	1	92.9%	14	12	2	85.7%
1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備	6	6	0	100.0%	6	5	1	83.3%
2節 有害環境対策の推進	8	7	1	87.5%	8	7	1	87.5%
3章 子どもの安全の確保	7	7	0	100.0%	7	7	0	100.0%
1節 子どもの交通安全の確保	2	2	0	100.0%	2	2	0	100.0%
2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み	4	4	0	100.0%	4	4	0	100.0%
3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%
合計	279	260	19	93.2%	277	264	13	95.3%

基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり

1章 子育て支援サービスの充実

1節 子育て家庭への支援制度の充実

事業名		平成24年度実施状況	平成25年度実施状況	評価
11101	高齢者活用子育て支援事業	45件	88件	
11102	福祉・家事援助サービス事業	233件	498件	
11103	のびたん広場事業			
11104	ペアレントトレーニング事業	13人	12人	
11105	育児支援家庭訪問事業	628回	569回	
11106	子育て家庭ショートステイ事業	6箇所/142人日	9箇所/151人日	
11107	健やか赤ちゃん訪問事業	3,944件/88.5%	3,899件/88.0%	
11108	一時預かり事業	12箇所 85人 延10,997人	13箇所 93人 延13,841人	
11109	親支援プログラム	幼児版 14組 赤ちゃん版 20組	新米ママ版 10組 プレママ版 9人	

2節 子育てについての相談体制の充実

11201	母(父)と子のこころの相談	6回/延15人	(H25年度廃止)	
11202	子育て総合センターにおける子育て相談	641件	734件	
11203	子育て相談の夜間・休日電話相談窓口	504件	391件	
11204	電話による保健指導	8,807件	11,991件	
11205	乳児健康相談	110回/5,305人	110回/4,673人	
11206	保育所における育児相談	785件	687件	

3節 子育ての交流の場づくり

11301	移動児童館事業	6箇所/6,386人	6箇所/5,708人	
11302	大学と連携した地域子育て支援拠点事業	新規実施 0箇所(計3箇所)	新規実施 0箇所(計3箇所)	
11303	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	12か所(大学・保育所含む)	13か所(大学・保育所含む)	
11304	(仮称)地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置	設置	4回 連絡協議会1回実務担当者会議1回 従事者向け研修2回	
11305	地域子育て支援拠点事業(センター型)	2箇所	2箇所	
11306	父親の子育て参加の促進	参加者数 1785人 キッズパーク427人	参加者数1,544人 キッズパーク447人	
11307	すくすく子育て教室	民間 10箇所 (但し市事業としての実施箇所数)	民間 11箇所 (但し市事業としての実施箇所数)	
11308	公立保育所の出前保育			
11309	保育所園庭開放	公立23箇所/民間 9箇所	公立23箇所/民間10箇所	
11310	保育所の短期体験	公立23箇所/民間 5箇所	公立23箇所/民間 6箇所	

4節 子育て支援の総合調整の取り組み

11401	子育て便利マップ(お出かけ編・医療機関編)の発	各7,000冊	各14,000冊	
11402	情報誌「にしのみや子育てガイド」	9,000冊	10,000冊	
11403	ネット等による子育て情報発信事業(HPの充実、携帯端末への発信)	121,282件	129,710件	
11404	父子手帳「Hello Baby!! みやこの育て方」の発	14,000冊	-	
11405	保育所と児童館・児童センターの連携	8館	8館	
11406	母子保健と子育て支援部門の連携	ハコ展示 5箇所 アトリチ 4箇所	ハコ展示 5箇所 アトリチ 3箇所 プログラムへの母子保健からの派遣 2回	
11407	子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク	相談担当者合同研修 1回		
11408	子育てに関する情報の収集及び提供・発信	2300部 子総187,278件 キッズパーク 71,229件	2300部 子総110,482件 キッズパーク 80,213件	
11409	総合コーディネート	21件	31件	
11410	託児ボランティアのコーディネート	148回/511人	138回/403人	

2章 子どもを健やかに育む環境づくり

1節 子どもの遊び場・居場所づくり

12101	公園施設のバリアフリー化等の推進	4箇所	2箇所	
12102	公園等の整備の推進	8箇所(470箇所)	3箇所(473箇所)	
12103	公園の安全対策	6基	21基	
12104	児童館・児童センター	9箇所/271,030人	9箇所/260,145人	
12105	みやっこキッズパーク	27,096人	24,212人	
12106	子どもの遊び場開放事業			

12107	放課後子ども教室推進事業	35箇所/39.5人日	36箇所/38.3人日	
12108	学校体育施設の開放	565,533人	497,120人	
12109	宮水ジュニア事業	61講座	56講座	
12110	こども講座等	4,836人	4,829人	

2節 地域との協働で進める子育て支援の推進

12201	児童委員・主任児童委員の活動(子育て支援事業)	4,260件	4,335件	
12202	児童館における地域交流事業	2,548人	2,349人	
12203	児童館母親クラブの活動支援事業	6箇所	6箇所	
12204	子育てサークル支援事業	26グループ/148回	23グループ/151回	
12205	「子育て地域サロン」への補助事業	39箇所/24,154人	39箇所/24,956人	
12206	スポーツクラブ21	13,476人	12,745人	
12207	地区青少年愛護協議会の活動	実施(39地区青少年愛護協議会) 522事業	実施(39地区青少年愛護協議会) 542事業	
12208	西宮市子ども会協議会の活動	(悪天候のため中止)	987人	
12209	市民企画講座	4企画(団体)実施	(H25年度廃止)	

3節 ふれあい・体験等を通じた育成活動の推進

12301	エコツアー	291人	94人	
12302	環境学習サポートセンターの活用	24,491人	22584人	
12303	甲山自然環境センターの活用	48,427人	45800人	
12304	甲子園浜自然環境センターの活用	19,554人	19636人	
12305	地球カッチングクラブ(EWC)エコカード事業	5,705人	5436人	
12306	ちきゅうとなかよしカード事業	市内保育所及び市立幼稚園の各 4,5歳 計4,600枚	市内保育所及び市立幼稚園の各 4,5歳(3歳児は希望園、所に配 布、私立保育所は希望所のみ配	
12307	小学校各種スポーツ大会・教室の開催	18回	18回	
12308	家族ふれあい事業	年間 7回	年間 7回	
12309	こども野外活動体験事業	4回/延116人	4回/延144人	
12310	青少年育成支援事業	7事業	6事業	
12311	青少年ふれあい事業	6地区/延279人	7地区/延272人	
12312	にしのみやキッズ・アウトドア教室	8回/延492人	(25年度廃止)	
12313	野外活動指導者セミナー	全7回実施延/延39人参加 (内1回は雨天中止)	全7回実施/延54名参加	
12314	野外活動指導者講習会	年間 10回 参加者 春20人 秋 9人 リーダー登録 7人	年間 9回 参加者 春15名 秋4名 リーダー登録 7人	
12315	子ども映画会			
12316	図書館(児童)サービス	おはなし 681回 ビデオ 115回 ボランティア 109回	おはなし 715回 上映会 115回 ボランティア 115回	
12317	市内学校における西宮市オリジナル植物を活用した環境学習事業	1,120人(4校)	305人(4校)	
12318	貝類館子ども対象事業	27件	41件	
12319	0歳からのコンサート	(H24年度廃止)		
12320	人形劇の定期公演と講座	定期公演 9回 人形劇まつり 子ども向講座 大人向講座	定期公演 9回 人形劇まつり 子ども向講座	
12321	文化(音楽)活動	10回	12回	○
12322	子ども文化祭事業 “わいわい”こどもフェスティバル	290人	329人	
12323	子育てファミリーにこにこコンサート事業	174人	鑑賞者 229人	○

3章 経済的な支援の充実

13001	乳幼児等・こども医療費助成	(乳幼児等) 39,144人 (こども) 13,655人	(乳幼児等) 33,393人 (こども) 18,801人	
13002	高等学校奨学金	1,736人	1,653人	
13003	在日外国人学校就学助成	49人	39人	
13004	小・中学校就学奨励助成	小学 4,589人 中学 2,468人	小学 4,338人 中学 2,487人	
13005	児童手当 (子ども手当)	41,288人	40,930人	

基本目標2 母と子の健康を支えるまちづくり

1章 子どもや母親の健康の確保

1節 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

21101	特定不妊治療費助成事業	666件	741件	
21102	双子・三つ子の親になる人のつどい	4回/62人	4回/37人	
21103	出産育児一時金	462人	432人	
21104	助産費用の助成	1件	1件	
21105	育児セミナー(両親学級)	727組/36.4%	739組/36.1%	

21106	出産前小児保健指導	64件/29件	61件/23件	
21107	妊婦健診費用助成事業	5,035人/55,646回	5,196人/55,977回	
21108	妊産婦健康相談	(H24年度廃止)		
21109	訪問指導(妊産婦対象)	1,063件	978件	
21110	母子健康手帳の配布	4,896件	4,936件	
21111	マザークラス(母親学級)	419人	387人	
21112	マタニティマーク普及啓発事業	ストラップ 配布数4,738件 リーフレット設置数38箇所 ポスター掲示駅6箇所 市内約200箇所	ストラップ 配布数4796件 リーフレット設置数38箇所 ポスター掲示駅6箇所 市内約200箇所	
21113	妊婦歯科検診		市内委託医療機関にて実施 受診者数 1,046人	
2節 育児不安の解消や子供と母親の健康確保				
21201	親子の歯の教室	23回/159組/329人	23回/150組/311人	
21202	ストレスチェック事業(4か月児健診)	4,353人/286人	4,353人/319人	
21203	子どものアレルギー講座	4回/延143人	4回/延137人	
21204	小児気管支ぜん息予防健康診査(4か月、1歳半、3歳)	(4か月)1,793人 (1歳半)1,423人 (3歳) 1,544人	(4か月)1,901人 (1歳半)1,400人 (3歳) 1,645人	
21205	育児発達相談(個別・集団)	(個)195回/延587人 (集)120回/延509組	(個)207回/延577人 (集) 98回/延431人	個集
21206	子育て講座「よちよち広場」	84回/延1,433人	86回/延1,788人	
21207	10か月児アンケート健康診査		0.9 H25年度廃止	
21208	10か月児アンケート健康診査フォロー事業(すくすく村)	311人	H25年度廃止	
21209	精神発達相談	21回/延45人	22回/延57人	
21210	ぜん息アレルギー相談	12回/延46人	12回/延50人	
21211	ぜん息児童キャンプ	37人	36人	
21212	定期予防接種事業	延87,940人	延95,421人	
21213	乳幼児発達相談	29回/延191人	53回/延443回	
21214	訪問指導(新生児・乳幼児対象)	1,431件	1,764件	
21215	保健福祉センターの設置・運営	5箇所	5箇所	
21216	4か月児健康診査	84回/4,374人/96.4%	96回/4,353人/98.2%	
21217	1歳6か月児健康診査	96回/4,449人/95.3%	96回/4,376人/96.1%	
21218	3歳児健康診査	84回/4,404人/93.6%	84回/4,218人/91.3%	
21219	10か月児健康診査		50医療機関で実施 受診者数 4,023人 受診率 90.5%	
2章 食育の推進				
1節 食生活に関する学習機会や情報の提供				
22101	子どもの食生活実態調査の実施及び啓発の充実	研修会数 1回	研修会数 43校1回 5校2回	
22102	食教育の指導の充実	495人	390人	
22103	食に関する指導計画の策定	小学校策定率98%	小学校策定率98%	
22104	食育に関するイベントの開催	1回/707人	1回/894人	
22105	食育の情報提供	2,464件	8,666件	
22106	プレママ料理教室(旧:マザークラス料理教室)	6回/63人	6回/76人	
22107	離乳食講座・離乳食講習会・幼児食講座・家族で学ぼう離乳食講座(旧:家族でつくる離乳食講座)・アレルギー幼児食講座	26回/490組	27回/506組	
2節 子どもによる食事づくり等の体験学習の提供				
22201	学校における食農体験の取り組み	40校	40校	
22202	幼稚園における食育の取り組み	21園	20園	
22203	食育活動を進める地区組織の育成及び活動支援	19回/296人	22回/398人	
22204	保育所における食育クッキング	62箇所	公立23箇所	
3節 思春期保健対策の充実				
23001	性教育指導の指針作成	庁内連絡会議 0回	庁内連絡会議 0回	
23002	学校精神保健事業	90回	90回	
23003	性に関する相談医制度	相談1回/研修会1回	研修会1回	
23004	思春期保健事業	「親子で学ぼう性のこと」3回 255人 「出前健康講座」11回1,660人	「親子で学ぼう性のこと」3回 222人 「出前健康講座」 2回 174人	
23005	出前健康講座「喫煙防止教育」	3回/536人	3回/237人	
23006	家庭における性教育実施の啓発活動	手引書配布部数800部	手引書配布部数600部	
4節 小児医療の充実				
24001	中央病院小児救急	786人	821人	
24002	在宅当番医制	7,921人(小児3,117人)	7,735人(小児3,109人)	

24003	小児救急医療相談	1,927件	1,849件	
24004	第2次救急医療小児科病院輪番制の整備	2,479人	2,317人	
24005	西宮市応急診療所	17,861人(小児9,934人)	17,679人(小児10,035人)	
24006	病院群輪番制	6,620人(小児81人)	7,130人(小児39人)	

基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

1章 保育サービスの充実

1節 保育所の待機児童解消

31101	新たな待機児童対策への取り組み	保育ルーム8箇所	保育所分園2箇所 保育ルーム22箇所	
31102	認可保育所の整備	250人増(計5,029人)	350人増(計5,379人)	
31103	家庭保育所・保育ルーム	32箇所	55箇所	
31104	低年齢保育の拡充	定員2,178人/在籍2,443人	定員2,436人/在籍2,725人	

2節 多様な保育サービスの充実

31201	認定こども園	0か所	1箇所	
31202	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業	1箇所/3,704人/12,326件	1箇所/3,707人/12,661件	
31203	延長保育	53箇所/1,475人/96.3%	56箇所/1,564人/100%	
31204	休日保育			×
31205	産休明け保育	認可 34箇所/家庭 5箇所	認可 35箇所/家庭 5箇所	
31206	病児・病後児保育	2箇所/病児6名/病後児2名	2箇所/病児6名/病後児2名	
31207	民間保育所への助成	32箇所	33箇所	

3節 保育サービスの質の向上

31301	環境保育の取り組み	公立23箇所	公立23箇所	
31302	苦情解決制度の充実	55箇所	公立23箇所	
31303	認可外保育施設への支援	電話相談7件 派遣0件 情報提供24件	電話相談7件 派遣0件 情報提供24件	
31304	年齢枠をはずした保育	公立23箇所	公立23箇所	
31305	保育士対象の環境教育連続講座	2回	3回	
31306	保育所給食の充実	公立23箇所	認可65箇所(分園含む) 家庭保育所・保育ルーム 55箇所	
31307	保育所職員の資質の向上	専門13回/研究会等24回	専門10回/研究会等19回	
31308	保育所等における保健業務	認可62箇所(分園含む) 家庭保育所・保育ルーム 32箇所	認可65箇所 (分園含む) 家庭保育所・保育ルーム 55箇所	
31309	保育所の施設整備の促進	1箇所	5箇所	
31310	保育所の第三者サービス評価事業	公立16箇所/民間27箇所	公立20箇所/民間28箇所	
31311	公立保育所等耐震化事業	1箇所(施設設計1箇所)	1箇所(施設設計1箇所)	

4節 留守家庭児童育成センターの充実

31401	留守家庭児童育成センター環境整備事業	0件	0件	×
31402	留守家庭児童育成センター設置運営	延29,968人	延31,450人	
31403	留守家庭児童育成センター待機児童の解消	40人増 (計3,000人)	40人増 (計3,040人)	
31404	留守家庭児童育成センター利用時間の延長	40校区	40校区	

2章 仕事と生活の調和の実現

1節 働きやすい環境づくりの推進

32101	事業主に対する広報啓発		-	
32102	事業主に対する情報提供	「労政にしのみや」 発行部数3,000部/回	「労政にしのみや」 発行部数2,500部/回	
32103	仕事と子育て両立への意識啓発	男性向講座開催数 4講座	男性向講座開催数 3講座	

2節 子育て世代等への就労支援

32201	スキルアップ事業	92人	270名	
32202	若年労働者キャリア形成支援・相談事業			
32203	労働相談	210件	120件	
32204	チャレンジ相談	43件	35件	
32205	若年者等就労支援事業	4,316件	-	
32206	西宮若者サポートステーション事業(厚生労働省認定)		進路決定者数113人	

基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり

1章 次代の親の育成

1節 保育所の待機児童解消

41001	児童館における異年齢交流事業	実施館 7館 ホラソニア 延1,213人	実施館 8館 学生ホラソニア 延1,405人	
41002	ふれあい体験事業	75人	延93人	
41003	ふれあい育児体験	公立4箇所	公立5箇所	

2章 子どもの生きる力の育成



1節 確かな学力の向上				
42101	学校サポートにしのみや「ささえ」	実施率100% 登録者数7,661人	実施率100% 登録者数7,676人	
42102	漢字・計算認定制度	認定書発行人数 漢字 2,675人 計算 3,889人	認定書発行人数 漢字 1,027人 計算 472人	
42103	西宮型小中一貫教育	研究委員会2回 担当者会 1回	担当者会 1回	
42104	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	中学20校/特別支援1校	中学20校/特別支援1校	
42105	「学びの指導員」配置事業	配置時間9,999時間	配置時間10,109時間	
42106	科学教育の推進 (理科・生活科作品展など)	来場者・参加者数3,648人	来場者・参加者数3,688人	
42107	国際理解教育の推進	外国人指導助手12人	外国人指導助手12人	
42108	西宮湯川記念こども科学教室	2,559人	2,219人	
42109	ライフサイエンスセミナー高校生対象講座	2校	2校	
42110	学習促進等委託事業	302人	311人	
2節 豊かな心と健やかな体の育成				
42201	学校体育指導力の向上	研修回数 担当者会2回/実技3回	研修回数 担当者会2回/実技3回	
42202	市内学校体育大会の充実	年1回	年1回	
42203	文化的、体育的行事の実施	各年1回	各年1回	
42204	学校園の定期健康診断	(内科)受診率99.5%	(内科)受診率99.2%	
42205	自然体験活動の推進	小学校40校/中学校7校	小学校40校/中学校7校	
42206	人権に関する各種研修会の実施	50回	50回	
42207	生活実態調査に基づく指導(学校保健委員会)	設置100%/開催100%	設置100%/開催95.2%	
3節 信頼される学校づくり				
42301	学校評価	結果公表100%	結果公表100%	
42302	教育連携協議会の活用			
42303	教職員研修の充実	研修実施回数 専門 76回/職務 82回	研修実施回数 専門81回/職務82回	
42304	教育連携事業	教育連携協議会 年間平均開催回数 3.0回	教育連携協議会 年間平均開催回数 3.6回	
4節 教育環境の整備				
42401	情報教育の推進	活用した学校数 63校 学校での活用率 100%	活用した学校数 63校 学校での活用率 100%	
42402	防災教育の推進	避難訓練実施校数63校	避難訓練実施校数63校	
42403	学校の安全・安心対策事業	校門警備員配置率100%	校門警備員配置率100%	
42404	小・中学校のエレベーター設置	小学68%/中学85%	小学75%/中学85%	
42405	小・中学校の整備	継続4校	完了1校/継続3校	
5節 幼児教育の充実				
42501	私立幼稚園就園奨励助成	5,901人	5,904人	
42502	4歳児ランド	3箇所/30人	3箇所/39人	
42503	(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定	12回(作業部会含む)	5回(作業部会含む)	
42504	幼稚園教育担当の配置	1名	1名	
42505	幼稚園地域ふれあい事業	21園	20園	
42506	幼児教育に関する調査・研究・研修	開催回数 4種 17回 参加人数 1,625人	開催回数 4種 参加人数 1,141人	
42507	幼稚園・保育所・小学校連携推進事業	参加数 165校園所 相互体験研修回数 37回	参加数 165校園所 相互体験研修回数 27回	
6節 特別支援教育の充実				
42601	障害のある子どもの就学相談	就園相談 49件 就学相談 211件 合計 260件	就園相談 54件 就学相談 218件 合計 272件	
42602	特別支援学校による地域支援	相談回数 (西養) 延160回 (芦特) 5回 (県視特) 1回	相談回数 (西養) 延166回 (芦特) 1回	
42603	「西宮専門家チーム」による教育サポート	派遣回数 278回	派遣回数 244回	
42604	発達障害のある児童生徒への教育支援体制づくり	支援員の配置 小学校40名/中学校20名	支援員の配置 小学校40名/中学校20名	
3章 家庭や地域の教育力の向上				
1節 家庭教育への支援の充実				
43101	家庭教育振興事業	148,300部	144,000部	
43102	家庭教育講座	8回/延644人	6回/延417人	
43103	青少年文化体験事業			
43104	幼児教育講座			
2節 地域社会における教育力の向上				
43201	環境学習推進サポーター養成講座	登録者数 16人	登録者数 22人	

43202	「エココミュニティ会議」への参画	19地区	19地区
43203	PTAの育成事業	研修会参加者数 1,368人	研修会参加者数 980人
43204	公民館活動推進員会事業	参加人数 家庭・家族講座 82回 青少年講座 119回	参加人数 家庭・家族講座 104回 青少年講座 124回

基本目標5 子育て家庭にやさしいまちづくり

1章 良好な住宅・住環境の整備

51001	簡易耐震診断推進事業	助成件数 40棟/235戸	助成件数 27棟/567戸
51002	建築防災		
51003	特定優良賃貸住宅の供給	18団地 406戸 (24戸用途廃止 H25.3末現在)	13団地/295戸 (111戸用途廃止 H26.3末現在)
51004	住情報の総合窓口の設置	147件	197件
51005	住宅のバリアフリー改造の支援	92件	114件
51006	分譲マンション管理の総合支援	セミナー開催回数 基礎 103人 実務 延217人 リフォーム 54人	セミナー開催回数 基礎 74人 実務 延212人 リフォーム 42人
51007	市営住宅の特定目的入居優先枠の設置	(子育て)18戸 (母子)39戸 (多子)5戸	(子育て)13戸 (母子)17戸 (多子)5戸

2章 安全で安心な移動空間の確保

1節 安全な道路交通環境の整備

52101	街路事業(電線類の地中化)	260m	92m
52102	街路事業(バリアフリー等)	959m	1109m
52103	交通安全施設整備事業	ガードレール等整備 804m	ガードレール等整備 920m
52104	歩道改良事業(歩道段差解消等)	56箇所	35箇所

2節 安心して外出できる環境の整備

52201	鉄道駅舎エレベーター等設置補助	駅舎EV設置率 81.2% (13駅/16駅)	駅舎EV設置率 93.7% (15駅/16駅)
52202	福祉のまちづくりの推進	届出件数 27件	届出件数 34件
52203	超低床ノンステップバスの導入補助	導入補助3台/導入割合35.5%	導入補助3台/導入割合35.6%
52204	甲子園駅総合改善事業及び駅周辺整備事業	甲子園駅総合改善事業費(駅舎西側の改築や橋脚工事等)の一部補助等	甲子園駅総合改善事業費(駅舎西側の改築や橋脚工事等)の一部補助等

基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり

1章 子どもの権利擁護の推進

1節 児童虐待防止への取り組み

61101	子どもの権利擁護推進の啓発	子どもに関する事業数 14件	子どもに関する事業数 6件
61102	養育支援ネット	把握件数 271件	把握件数 314件
61103	家庭児童相談事業	相談件数 1,444件	相談件数 1,550件
61104	要保護児童対策協議会	(代表者)1回 (実務担当者)4回 (ケース)91回 (講演会)1回	(代表者)1回 (実務担当者)4回 (ケース)120回 (講演会)1回
61105	人権関連学習事業	38回/延1,820人	18回/延1,056人

2節 ひとり親家庭等への支援

61201	母子家庭等医療費助成	5,146人	5,080人
61202	高等職業訓練促進給付金事業	30件	17件
61203	児童扶養手当	3,509人	3,514人
61204	自立支援教育訓練給付金	9件	9件
61205	婦人保護事業	相談件数 625件	相談件数 821件
61206	母子家庭等就労・自立支援センターの設置		
61207	母子寡婦福祉資金貸付	7件	4件
61208	母子生活支援施設	入所世帯数 延64件	入所世帯数 延68件
61209	母子相談	2,069件	1767件
61210	母子福祉センター	1,246件	712件
61211	女性対象の相談業務	1,404件	1,434件
61212	シングルマザー等への講座	4講座	1講座

3節 障害児施策の充実

61301	障害者医療費助成	5,608人	5,683人
61302	発達障害のある児童への支援	3箇所	3箇所
61303	留守家庭児童育成センターにおける障害児の受け入れ	73人	84人
61304	特別児童扶養手当	776人	800人
61305	移動支援事業	1,018人	1,027人
61306	北山学園	通園児童数 33人/月	通園児童数 33人/月
61307	緊急一時支援事業	利用回数 1,480日	利用回数 1,538日

61308	サポートファイル(みやっこファイル)		
61309	児童デイサービス	(H24年度廃止) 180人(H24年3月の利用者)	
61310	障害児ショートステイ	利用日数 1,518日	利用日数 1,343日
61311	障害者相談支援等 (H23年度までは障害者あんしん相談窓口)	(相談支援委託)7事業者 (個別給付)3事業者	(委託)相談支援委託事業者数 4事業者で基幹相談支援セン ターの2窓口を運営 (個別給付)11事業者
61312	障害福祉サービスの支給(介護給付)	636人	682人
61313	日中一時支援事業	1,484回	1,294回
61314	統合保育の実施	(実施箇所)39箇所 (加配)76人	(実施箇所)44箇所 (加配)60人
61315	療育相談事業	延3,390件	延3,329件
61316	わかば園の運営	(通園)延 3,299件 (外来)延10,916件	(通園)延2,903件 (外来)延13,762件
61317	児童発達支援センター等整備事業	基本計画、基本設計、アドバイ ザリー契約、選定委員会の開 催、事前公表、現場説明会等 の実施	アドバイザー業務継続、入札 広告実施、選定委員会の開催、 事業者の選定・契約締結、審査 結果公表、地元説明会開催、実 施設計着手、埋蔵文化財発掘調
61318	児童発達支援	利用日数 15,559日	利用日数 19,022日
61319	医療型児童発達支援	利用日数 4,013日	利用日数 2,877日
61320	放課後等デイサービス	利用日数 14,166日	利用日数 22,296日
61321	保育所等訪問支援	利用日数 1日	利用日数 82日

## 2章 子どもを取り巻く有害環境や問題解決への取り組み

### 1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備

62101	スクールカウンセラーの活用	配置校数 小学8校・中学20校 配置時間 210時間(年間)	配置校数 小学10校・中学20校 配置時間 年間210時間(年間)
62102	不登校児童支援事業		
62103	進路指導相談	延36回	延29回
62104	青少年相談	電話243件/来所8件	電話280件/来所10件
62105	スクーリングサポート事業	面接241件/電話185件	面接279件/電話277件
62106	不登校児童生徒学習支援事業	9校/延183回 (在家庭学習支援システムを運用)	11校/延317回

### 2節 有害環境対策の推進

62201	情報モラル教育の推進	62校	62校
62202	風俗営業等の建築規制	可否相談 15件 旅館業等審査会の開催 無 市長同意 1件	可否相談 16件 旅館業等審査会の開催 無 市長同意 無
62203	インターネット問題に関する研修支援事業	1事業	2事業
62204	「愛の一声」運動	補導委員活動回数 延8,309回	補導委員活動回数 延8,029回
62205	街頭補導活動	補導車実働日数 延625日	補導車実働日数 延704日
62206	市民に対する啓発活動	(講演会)7回/(研修会等)14回	(講演会)8回/(研修会等)15回
62207	白ポスト(有害図書類回収)	有害図書類回収数 3,482点	有害図書類回収数 4,371点
62208	地域環境実態調査	調査対象 221店	調査対象 222店

## 3章 子どもの安全の確保

### 1節 子どもの交通安全の確保

63101	交通安全教育等の推進	交通安全教室等実施回数 185回	交通安全教室等実施回数 173回
63102	通学路安全確保事業	実施	実施

### 2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み

63201	防犯等の整備促進	防犯等設置数 新設 175灯/取替 609灯	防犯灯設置数 新設 167灯/取替 630灯
63202	「安全マップ」の作成	40校	40校
63203	県警ホットラインの設置	実施	実施
63204	地域と学校の連携による見守り	「地区青少年愛護協議会の活 動」の中で実施 40校	「地区青少年愛護協議会の活 動」の中で実施 40校

### 3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実

63301	西宮子ども家庭センターとの連携	ケース検討会議数 91回	ケース検討会議数 120回
-------	-----------------	--------------	---------------

平成25年度未達成事業の評価・問題点等

基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり < 6事業 >

(注) 網掛け欄は、H24年度も「未達成」と評価されていた事業

事業名	評価	H25年度評価理由及び課題・問題点等
11108 (資料3 P2) 一時預かり事業 【特定】		<p>1 H25年度も一定の利用者数を維持しているが、箇所数、定員ともに更なる拡充が必要である。</p> <p>2 地域によって利用頻度等が異なるため、利用実績に偏りが生じている実態がある。市民ニーズに応じた利用方法などについて検討する必要がある。</p>
11407 (資料3 P5) 子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク 【重点】		<p>1 児童館という限られた施設の実施になった。</p>
12101 (資料3 P6) 公園施設のバリアフリー化等の推進		<p>1 未対応箇所の継続した実施が必要であるが、事業費の確保が必要。</p>
12102 (資料3 P6) 公園等の整備の推進 【重点】		<p>1 遊具の更新を含めた公園の再整備を必要とする箇所が多数ある。</p> <p>2 遊具の設置基準に適合した公園の再整備について未実施箇所が多く、今後も継続的な事業費の確保と再整備の実施が必要である。</p>
12103 (資料3 P6) 公園の安全対策		<p>1 安全点検結果に基づいた長期的な取り組みのほか、遊具の配置等について事業費の確保が必要である。</p> <p>2 今後、全ての公園遊具の更新が計画的に必要であり、予算の確保が求められる。</p>
12317 (資料3 P11) 市内学校における西宮市オリジナル植物を活用した環境学習事業		<p>1 実施形態の変化(授業内での実施から委員会活動等が主に)より特に小学生の体験者が減った。</p> <p>2 「脱ゆとり教育」による授業時間数の増加等で学校・教諭に余裕が無い事が体験者数減の一因と思われる。</p>

基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり < 7事業 >

31204 (資料3 P24) 休日保育 【特定】 【重点】	×	<p>1 認可保育所における休日保育を実施している施設は無い。(現在は、認可外保育施設5箇所を実施。)</p> <p>2 市民ニーズに対応するため、26年度に開設予定の保育所において休日保育事業の実施を予定しており、制度設計等を検討している。(現在は認可保育所1園にて実施)</p>
--------------------------------------	---	---

事業名	評価	H25年度評価理由及び課題・問題点等
31401 (資料3 P25) 留守家庭児童育成センター環境整備事業	×	<p>1 施設改修予算が確保できず、工事を行うことができなかった。</p> <p>2 予算及び施設改修工事期間中の代替施設設置場所の確保が課題であるが、施設整備計画の策定に向けて、関係部局と調整する。</p>
32101 (資料3 P27) 事業主に対する広報啓発【重点】		<p>1 「ひょうご仕事と生活センター」とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて連携を図ったが、市主体の事業の実施ができなかった。</p> <p>2 今後も「ひょうご仕事と生活センター」と積極的に連携し、関係機関との体制の構築に向けた取り組みを進め、具体的な事業の実施を図る必要がある。</p>

基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり <1事業>

41001 (資料3 P28) 漢字・計算認定制度		<p>1 システムの更新等によって学級で実施することが難しくなったことが影響している可能性がある。認定証の発行数が減少した理由を明らかにし、必要な対応を検討する。</p>
------------------------------	--	---

基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり <3事業>

61206 (資料3 P39) 母子家庭等就労・自立支援センターの設置【重点】		<p>1 具体的な検討がまだできていない。</p> <p>2 就労相談や技能講習などの就労支援サービスは、「福祉から就労」支援事業などの他事業においても実施されている。</p> <p>3 他に事業でカバーできないものについては、母子福祉センターとの兼ね合いを含め設置場所等を検討していく必要がある。</p>
62101 (資料3 P43) スクールカウンセラーの活用		<p>1 スクールカウンセラーの全小学校への配置には至っておらず、勤務日数と勤務時間も増加していない。</p> <p>2 全小学校配置と勤務日数や勤務時間の増加を、国や県へ引き続き要望していくとともに、学校教育の中でスクールカウンセラーによる活動の更なる充実を図る。</p>
62203 (資料3 P44) インターネット問題に関する研修支援事業		<p>1 青少年のインターネットや携帯電話の使用方法が問題になっている中で、保護者への啓発が広がっていない。</p> <p>2 小中学校だけでは、研修の機会に限られるので、対象となる研修会の主催者を幼稚園や地域団体に広げることで、保護者への研修機会の増加を図る。</p>

# 次世代育成支援対策推進法

(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第七条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条—第十一条）

第三節 一般事業主行動計画（第十二条—第十八条）

第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承

認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

### 第四章 雑則

（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

### 第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従

わなかつた者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

( 施行期日 )

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

( この法律の失効 )

第二条 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

( 検討 )

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。